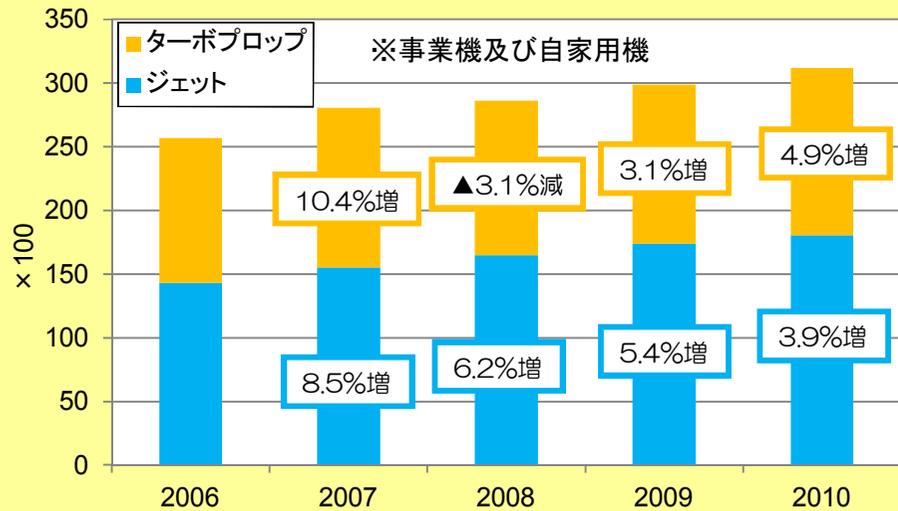


世界のビジネス航空の状況(保有数、事故率推移等)

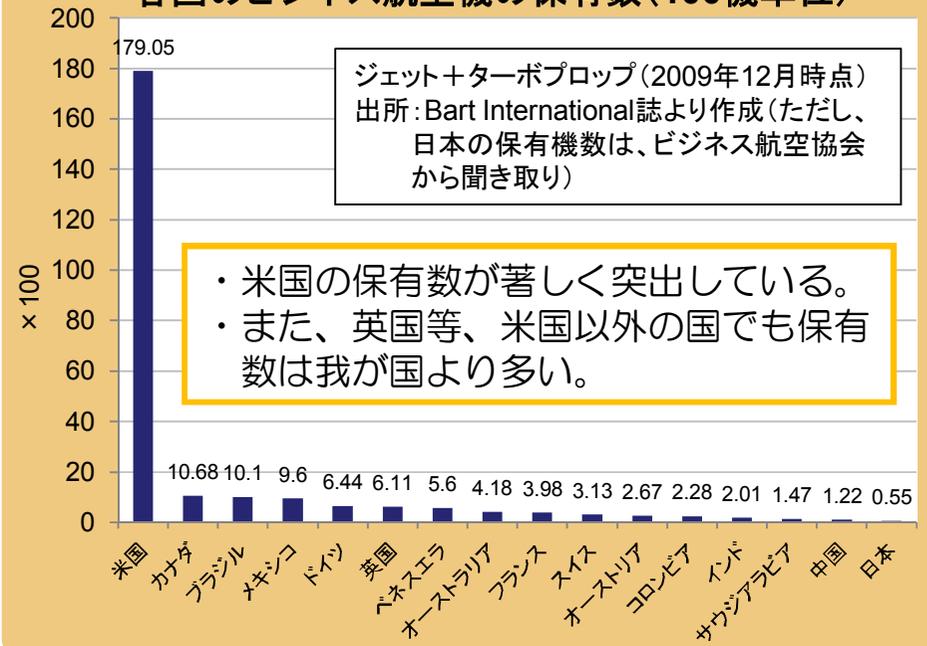
資料①

世界のビジネス航空機の保有数(100機単位)

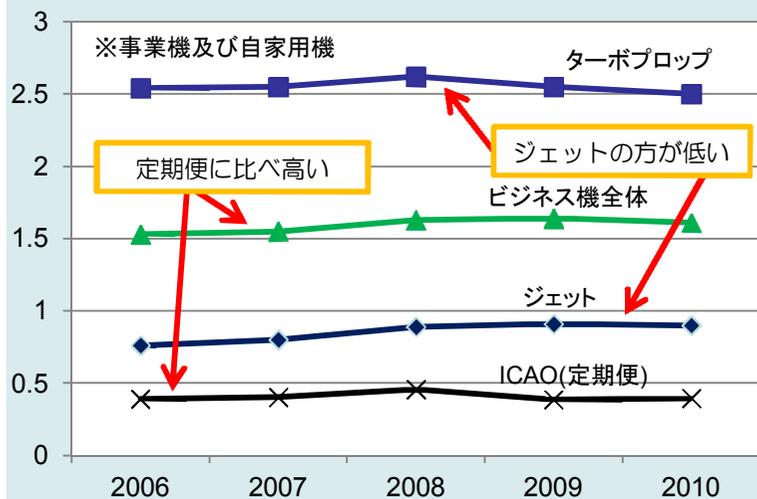


出所: Business Aviation Safety Brief (International Business Aviation Council (IBAC) 作成)より作成

各国のビジネス航空機の保有数(100機単位)

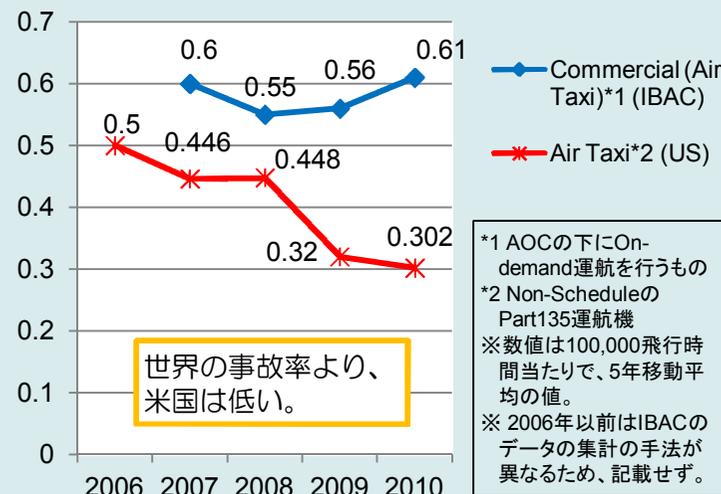


世界のビジネス航空の事故率(100,000飛行回数当たり)



出所: Business Aviation Safety (IBAC)及びICAO HPデータより作成

世界と米国の比較(死亡事故率)



出所: Business Aviation Safety Brief (IBAC)及びNBAA HPより作成

製造機数の国別内訳 (2010.8~2011.8)



出所: Flight Global HPより作成

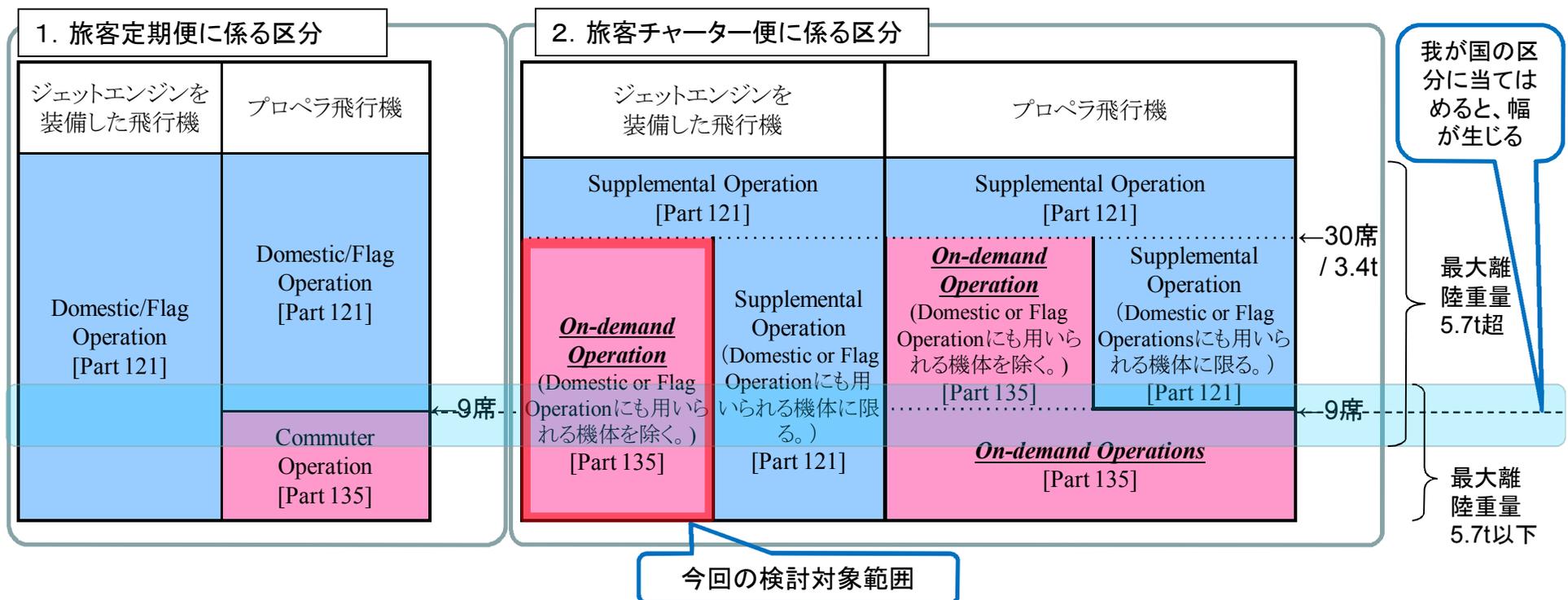
米国連邦航空規則 (FAR) Part 135の概要

旅客運航(飛行機に限る)では、以下の運航にFAR 135は適用される。

- Commuter Operation 小型のプロペラ飛行機 (客席数が9席以下且つペイロードが7,500lbs以下) による定期便の運航
- On-demand Operation 小型飛行機 (客席数が30席以下且つペイロードが7,500lbs以下) によるチャーター運航*

※ ここでチャーター運航は、Non-Scheduled Operationsのうち、「出発時間、出発地及び到着地について、顧客またはその代理人との明確な交渉により行う旅客運送」である。(FAA Order 8900.1 VOLUME 2, Chapter 2, Section 2)

※ 我が国では、定期以外の運航について、特定の二地点間において一定以上の頻度の往復運航を継続する場合、追加の基準が適用される。



【参考】Part121が適用される運航

- Domestic Operation: ジェット機又は大型のプロペラ機による米国内の2地点間の定期便の運航
- Flag Operation: ジェット機又は大型のプロペラ機による米国内の地点及び米国外の地点間の輸送並びに米国外の2地点間の定期便の運航
- Supplemental Operation: 大型飛行機 (客席数が30席を超える又はペイロードが7,500lbsを超える飛行機) 又は定期便にも用いられる飛行機によるチャーター運航

各国のPart 135相当規定の導入状況について(その1)

資料③-1

		オーストラリア	ニュージーランド	シンガポール	中国
事業関係の安全規則の概要 ※[]内は改正案		Part 121A 大型飛行機 Part 121B 小型飛行機 [Part 121 大型飛行機 Part 135 小型飛行機 Part 133 回転翼航空機]	Part 121 大型飛行機 Part 125 中型飛行機 Part 135 小型飛行機及び 回転翼航空機	Air Operator Certificate Requirements Rev.21	CCAR 121 大型飛行機 CCAR 135 小型飛行機及び 回転翼航空機
採用状況		改正案を検討中	導入済み	改正状況不明	導入済み
Part 135等の適用 (飛行機・旅客運送に限る)	定期	区分が異なる(最大離陸重量(MTOW)) MTOW 8640kg以下且つ9席以下の客席(改正案)	区分が異なる(最大離陸重量(MTOW)) (Part 125) 10~30席の客席又はパイロードが3410kg以下、且つMTOW 5700kg (Part 135) 9席以下の客席又はMTOW 5700kg以下	現行規定にPart 135は無い (参考)現行の事業許可の対象 ・MTOW5,700kg超、客席数9席超、又は1以上のタービン発動機を装備する飛行機を用いた運航 ・操縦士を雇用し3機以上の航空機を運航する社内運航	区分が異なる(最大離陸重量(MTOW)) ・MTOW5,700kg以下の多発機 ・単発機
	不定期				・客席数30席以下、及びパイロード3400kg以下の多発機 ・単発機

		日本	欧州(EASA)	米国
事業関係の安全規則の概要 ※()内は改正案		航空法、同施行規則 運航規程審査要領、整備規程審査要領	EU-OPS(現行) (Opinion No 04/2011) EASAからECへ改正案を上程 EASA 航空基本規則に運航関係の規則を追加し、実施規則として"Air Operations - OPS"を設定予定。事業許可は、当該規則に含まれるPart - CATIによる。	FAR 121 大型飛行機 FAR 125 大型飛行機(社用機) FAR 135 小型飛行機及び回転翼航空機
採用状況		検討中	改正案を検討中	-
Part 135等の適用 (飛行機・旅客運送に限る)	定期	Part135に該当する規定が無い 我が国は、MTOW 5700kgを境とした基準を設けており、2地点間の路線を定めて運航する場合の規定を含めている。	Part - CAT等の規則自体は、航空機の大きさ等で分かれていない。下記の航空機の分類その他航空機の能力により、条文毎に条件を記載。 ・Performance class A aeroplanes 客席9席超又はMTOW 5700kg超の多発のタービン・プロペラ機及び全ての多発のターボジェット機 ・Performance class B aeroplanes 客席9席以下又はMTOW 5700kg以下のプロペラ機 ・Performance class C aeroplanes 客席9席超又はMTOW 5700kg超のレシプロ・プロペラ機	客席9席以下且つペイロード7500lbs(3400kg)以下のプロペラ機
	不定期	運航規程審査要領(その1、その2) 整備規程審査要領		客席30席以下且つペイロード7500lbs(3400kg)以下のジェット機 30席以下且つペイロード7500lbs(3400kg)以下のプロペラ機

各国のPart 135相当規定の導入状況について(その2)

		インド	韓国	
事業関係の安全規則の概要		The Aircraft Rule, 1937 Part XIII 航空運送事業及び使用事業 Civil Aviation Requirements Sec.3 Series 'C' PART II 定期運航 Series 'C' PART III 不定期運航	항공법(航空法) 第112条 航空運送事業(第2項 定期、第4項 不定期) 第132条 小型航空運送事業 第134条 航空機使用事業	
採用状況		現行法(現行規定にPart 135は無い。)		現行法(現行規定にPart 135は無いと思われる。)
Part 135等の適用 (飛行機・旅客運送に限る)	定期	(定期運航) MTOW 5700kg を超える又はTransportカテゴリーの飛行機(最低5機、但し最初の1年は1機でよい)	(韓国語のため、詳細不明)	
	不定期	(不定期運航) 多発の飛行機 客席が9席を超えない単発のタービンエンジンの飛行機 客席が9席を超えない単発のピストンエンジンの飛行機		
		カナダ	ブラジル	米国(参考)
事業関係の安全規則の概要		CAR Part VII 商業運航 Subpart 3 エアライン Subpart 4 コミューター Subpart 5 エア・タクシー	RBAC No.121 大型飛行機 RBAC No.135 小型飛行機及び回転翼航空機	FAR 121 大型飛行機 FAR 125 大型飛行機(社用機) FAR 135 小型飛行機及び回転翼航空機
採用状況		導入済み		—
Part 135等の適用 (飛行機・旅客運送に限る)	定期	<u>区分が異なる(最大離陸重量(MTOW))</u> エアライン ・MTOW 8618kg超かつ20席以上の客席 コミューター ・MTOW 8618kg以下10~19席の客席の 多発飛行機 ・最大ゼロ燃料重量が22680kg以下かつ 19席を超えない客席のジェット エア・タクシー ・単発の航空機 ・MTOW 8618kg以下9席以下の客席の 飛行機(ジェット機を除く)	<i>Operação complementar</i> ・客席9席以下又はパイロード 7500lbs(3400kg)以下のプロペラ機	・客席9席以下又はパイロード 7500lbs(3400kg)以下のプロペラ機
	不定期		<i>Operação por demanda</i> ・客席30席以下又はパイロード 7500lbs(3400kg)以下のジェット機 ・客席20席以下又はパイロード 6000lbs(2720kg)以下の商用に用いられる飛行機	・客席30席以下又はパイロード 7500lbs(3400kg)以下のジェット機 ・30席以下又はパイロード 7500lbs(3400kg)以下のプロペラ機

<p>副操縦士</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・VFR運航機への副操縦士乗務の可否【Subpart B 135.99, 135.105】強化 ・IFR運航機における副操縦士の代替としての自動操縦装置の装備の可否【Subpart G 135.297】緩和 	<p>ATPL</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ATPLが必要な機長の要件の変更の可否【Subpart E 135.243】強化
<p>装備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・装備そのものの追加の要否【Subpart C 135.143, 135.163, 135.165, 135.167】強化 ・5.7t超の事業機への装備数の上乗せをなくすことの可否【Subpart C 135.149, 135.165】緩和 ・装備対象機の境界線引き方法の変更の要否(重量による線引き/客席数による線引き)【Subpart C 135.165, 135.151, 135.152, 135.154, 135.180】 ・装備対象機の30席又は34t以下への拡大の可否【Subpart C 135.150, 135.155, 135.158】強化 	<p>乗務割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乗務時間制限の考え方の変更の可否【Subpart F 135.261, 135.265, 135.267, 135.269】
<p>酸素</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飛行高度、客室与圧等に応じた供給酸素量、対象乗務員の考え方の変更の可否【Subpart B 135.89】【Subpart C 135.157】 	<p>操縦士の定期審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全事業者において、査察操縦士による審査を義務付けることの可否(指定本邦航空運送事業者制度の見直しの要否)【Subpart G 135.293】
<p>搭載燃料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目的地から代替空港までの燃料量、上空待機中の燃料量の考え方の変更の可否【Subpart D 135.223】緩和 	<p>二型式同時乗務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二型式への同時乗務の可否【Subpart G 135.297】緩和
		<p>必要滑走路長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目的地及び代替空港の必要滑走路長の変更の可否【Subpart I 135.385, 135.387】緩和
		<p>整備後の検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した検査組織、required inspection項目の設定及び同項目の検査者への技能証明の要否【Subpart J 135.423, 135.427, 135.429, 135.435】強化
		<p>修理・改造検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への大修理・改造の確認権限付与の可否【Subpart J 135.437】強化

強化: 規制が強化されると考えられるもの **緩和**: 規制が緩和されると考えられるもの (ブランク): 強化及び緩和の両方を含むもの
 ※ 下線を引いたものは、国際標準より緩和されると考えられるもの

我が国における小型事業機の状況

資料⑤

定期(飛行機)		チャーター(飛行機)		回転翼航空機 (FAR135では回転翼航空機も対象となっている)	遊覧飛行等 (運送事業の登録機で単発、客席5席以下の飛行機を抽出※)
ジェット	プロペラ	ジェット	プロペラ		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">Part 121対象</div>		I 事業者数: 2社 機体数: 5機 朝日航洋(セスナ560、680) 中日本航空(セスナ560)	III 30席/ペイロード3.4t 事業者数: 1社 機体数: 1機 ダイヤモンドエアサービス (ビーチ200T(8席))	該当機なし	VII 30席/ペイロード3.4t 事業者数: 21社 機体数: 82機 主要な事業者 朝日航空(11)、 本田航空(9)、 第一航空(8)、 中日本航空(5)、 新中央航空(5)、 北海道航空(5)、 ヒラタ学園(5)、 佐賀航空(5)、 新日本航空(5)
		V 事業者数: 2社 機体数: 7機 第一航空 那覇=粟国、沖永良部-徳之島 (BN-2B-20) 新日本航空 佐渡=新潟 (BN-2B-20)	II 事業者数: 1社 機体数: 2機 静岡エアコミューター (セスナ525A)	VI 最大離陸重量9.08t 事業者数: 32社 機体数: 268機 主要な事業者 朝日航洋(58)、 中日本航空(57)、 東邦航空(22)、 新日本ヘリコプター(15)、 西日本空輸(14)、 アカギヘリコプター(12)、 ヒラタ学園(11)	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">Part 135対象</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">Part 91対象</div>

※ VIIについて、客席数5席以下の飛行機を抽出したのは、I～IVの飛行機のうち、我が国で遊覧飛行にも使用されていると考えられるため。

ビジネスジェット等の基準導入に係るロードマップ(案)

○ビジネスジェット等の基準の導入検討にあたっては、事業者数や公共性の高さ、事故等安全上のトラブルの状況、事業者からの要望等を踏まえ優先度を決定。

